

津市監第48号
令和7年8月15日

津市長 前 葉 泰 幸 様

津市監査委員 小 津 直 久
津市監査委員 安 井 広 伸
津市監査委員 片 山 光
津市監査委員 安 積 むつみ

令和6年度津市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和6年度津市健全化判断比率及び資金不足比率を津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に基づいて審査したので、別添のとおり意見を提出します。

令和 6 年 度

津市健全化判断比率及び資金不足比率
審 査 意 見 書

津 市 監 査 委 員

目 次

《健全化判断比率・資金不足比率の概要》

第 1 健全化判断比率の概要	1
第 2 資金不足比率の概要	4

《令和 6 年度津市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見》

第 1 審査の対象	6
第 2 審査の期間	6
第 3 審査の方法	6
第 4 審査の結果	7
1 健全化判断比率	8
（1）実質赤字比率	8
（2）連結実質赤字比率	10
（3）実質公債費比率	13
（4）将来負担比率	15
2 資金不足比率	17
（1）津市水道事業会計に係る資金不足比率	17
（2）津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率	19
（3）津市下水道事業会計に係る資金不足比率	20
（4）津市駐車場事業会計に係る資金不足比率	22
（5）津市モーターボート競走事業会計に係る資金不足比率	23

凡 例

- 1 文中及び表中に用いる健全化判断比率及び資金不足比率の算定に係る数値は、算定要領上の端数処理により表示しているため、令和 6 年度津市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書及び令和 6 年度津市公営企業会計決算審査意見書に表示した数値と一致しない場合がある。
- 2 表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「－」・・・該当比率がないもの
 - 「△」・・・負数のもの
 - 「P」・・・パーセンテージ間の差引数値

健全化判断比率・資金不足比率の概要

第1 健全化判断比率の概要

1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

「一般会計等の実質赤字額」は、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額である。

「実質赤字額」は、繰上充用額（形式赤字額＋（制度上の繰越額－未収入特定財源の額））、支払繰延額及び事業繰越額の合計額である。

2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

「連結実質赤字額」は、次のイとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合において、その超える額である。

イ 一般会計及び公営企業（法適用企業・法非適用企業をいう。以下同じ。）

以外の特別会計における実質赤字額の合計額

※ 「法適用企業」とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用する公営企業をいう。

※ 「法非適用企業」とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用しない公営企業をいう。

ロ 公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの）における資金の不足額の合計額

※ 法適用企業の「資金の不足額」は、流動負債の額（流動負債に計上されている建設改良費等に係る地方債や他会計借入金の額を除く。）と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、流動資産から繰越財源を除いた額を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額

※ 法非適用企業の「資金の不足額」は、歳出額と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、歳入額（繰越財源の額を除く。）を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額

※ 「解消可能資金不足額」は、事業の性質上、事業開始後一定期間、構

造的に資金の不足額が生じる場合に、資金の不足額から控除する一定の額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計における実質黒字額の合計額

※ 「実質黒字額」は、歳入額（繰越財源の額を除く。）が、歳出額を超える場合は、その超える額

ニ 公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの）における資金の剰余額の合計額

※ 法適用企業の「資金の剰余額」は、流動資産の額から繰越財源を除いた額が、流動負債の額（流動負債に計上されている建設改良費等に係る地方債や他会計借入金を除く。）と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額を超える場合は、その超える額

※ 法非適用企業の「資金の剰余額」は、歳入額（繰越財源の額を除く。）が、歳出額と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額を超える場合は、その超える額

3 実質公債費比率

実質公債費比率 (3 か年平均) =	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模の額} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
-----------------------	--

「準元利償還金」は、次のイからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還した場合における 1 年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 一部事務組合等への負担金等のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

「基準財政需要額算入額」は、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（将来負担比率について同じ。）

4 将来負担比率

将来負担比率＝	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金の額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模の額} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
---------	---

「将来負担額」は、次のイからヌまでの合計額

- イ 一般会計等の令和 6 年度末における地方債の現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ハ 一般会計等以外の特別会計の地方債の償還に充てるための一般会計等の負担見込額
- ニ 一部事務組合等の地方債の償還に充てるための負担見込額
- ホ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額等のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- リ 連結実質赤字額
- ヌ 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

「充当可能基金の額」は、イからチまでの負担見込額等に充当可能な基金の額

「特定財源見込額」は、イからニまでの負担見込額等に充当可能な特定歳入見込額

5 参 考

(1) 早期健全化基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号。以下「財政健全化法施行令」という。）第 7 条で定める財政の早期健全化（財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。）を図るべき基準で、令

和 6 年度の決算に係る健全化判断比率のいずれかが、健全化判断比率ごとに定められた早期健全化基準以上である場合（財政再生基準以上である場合を除く。）は、財政健全化計画を定めなければならない。

（２）財政再生基準

財政健全化法施行令第 8 条で定める財政の再生（財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。）を図るべき基準で、令和 6 年度の決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率（以下「再生判断比率」という。）のいずれかが、再生判断比率ごとに定められた財政再生基準以上である場合は、財政再生計画を定めなければならない。

第 2 資金不足比率の概要

1 資金不足比率

資金不足比率＝	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模の額}}$
---------	--

「資金の不足額」（公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの））は、公営企業ごとに次のとおり算定した額

※ 法適用企業の「資金の不足額」は、流動負債（流動負債に計上されている建設改良費等に係る地方債や他会計借入金の額を除く。）の額と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、流動資産から繰越財源を除いた額を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額

※ 法非適用企業の「資金の不足額」は、歳出額と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、歳入額（繰越財源の額を除く。）を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額
「事業の規模の額」は、公営企業ごとに次のとおり算定した額

※ 法適用企業の「事業の規模の額」は、営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額

※ 法非適用企業の「事業の規模の額」は、営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額

2 参 考

経営健全化基準は、財政健全化法施行令第 19 条で定める公営企業の経営の健全化を図るべき基準で、令和 6 年度の決算に係る資金不足比率が、経営健全化基準以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならない。

令和 6 年度津市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

審査の対象は、次の令和 6 年度津市健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの比率の算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 資金不足比率

- (1) 津市水道事業会計に係る資金不足比率
- (2) 津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率
- (3) 津市下水道事業会計に係る資金不足比率
- (4) 津市駐車場事業会計に係る資金不足比率
- (5) 津市モーターボート競走事業会計に係る資金不足比率

第 2 審査の期間

1 健全化判断比率

令和 7 年 8 月 5 日から同月 13 日まで

2 資金不足比率

令和 7 年 7 月 4 日から同年 8 月 13 日まで

第 3 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率について、主に次の諸点に着眼し、算定基礎書類の数値の根拠となる資料により照合審査するとともに、関係職員の説明を求め、令和 6 年度津市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び令和 6 年度津市公営企業会計決算の審査の結果も参考とした。

- 1 健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「財政健全化法」という。）に基づき適正に算定されているか。
- 2 算定基礎書類に記載された数値は、正確に算定されているか。

3 算定過程における判断は、客観的妥当性を有するものであるか。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定基礎書類の審査の結果は、次に記載したとおりである。

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

ア 審査の結果

実質赤字比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 実質赤字比率

（単位：％）

決 算 年 度		実 質 赤 字 比 率	早期健全化基準 (注 1)	財政再生基準 (注 2)
令和 6 年 度		—	11.25	20.00
参	令和 5 年 度	—		
考	増 減	—		

（注 1）財政健全化法施行令第 7 条第 1 号ハに定めるところにより算定した数値

（注 2）財政健全化法施行令第 8 条第 1 号ハに定める数値

イ 審査の概要

実質赤字比率は、一般会計等（津市一般会計、津市土地区画整理事業特別会計及び津市住宅新築資金等貸付事業特別会計をいう。以下同じ。）の実質赤字額（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合算額）を、標準財政規模の額（臨時財政対策債発行可能額を含む。以下同じ。）で除して得た数値となる。

審査に付された実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、これらの算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

まず、繰上充用額について見ると、一般会計等相互間の繰入れ・繰出しによる重複額を控除した純計による歳入の合計額は 1,233 億 9,067 万 5 千円、歳出の合計額は 1,229 億 2,147 万 3 千円で、形式収支額は 4 億 6,920 万 2 千円となる。

そして、形式収支額から令和 7 年度へ繰り越すべき財源（以下「繰越財源」という。）2 億 9,102 万 8 千円（継続費通次繰越額 4 億 6,978 万 9 千円及び繰越明許費繰越額 35 億 4,302 万 7 千円の合計額 40 億 1,281 万 6 千円から未収入特定財源（国・県支出金、地方債等）の合計額 37 億 2,178 万 8 千円を差し引いた額）

を控除した額は 1 億 7,817 万 4 千円となり、対象とする 3 会計の総実質収支額は黒字であり、繰上充用額は生じていない。

次に、支払繰延額及び事業繰越額について見ると、支払繰延額及び事業繰越額はともになく、1 億 7,817 万 4 千円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

なお、実質収支額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 実質収支額の状況 (単位：千円・%)

区 分		金 額 等
一般会計等の歳入合計額 (A)		123,390,675
一般会計等の歳出合計額 (B)		122,921,473
形式収支額 (C) (A) - (B)		469,202
繰越財源の額 (D) (E) + (F) + (G) - (H)		291,028
	継続費通次繰越額 (E)	469,789
	繰越明許費繰越額 (F)	3,543,027
	事故繰越繰越額 (G)	0
	未収入特定財源の額 (H)	3,721,788
形式収支額 - 繰越財源の額 (I) (C) - (D)		178,174
支払繰延額・事業繰越額 (J)		0
実質収支額 (K) (I) - (J)		178,174
内 訳	津市一般会計	335,738
	津市土地区画整理事業特別会計	△186,197
	津市住宅新築資金等貸付事業特別会計	28,633
標準財政規模の額 (L)		71,881,517
うち臨時財政対策債発行可能額		338,443
実質収支額の標準財政規模の額に対する比率 (K) ÷ (L)		0.24

(2) 連結実質赤字比率

ア 審査の結果

連結実質赤字比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 連結実質赤字比率

（単位：％）

決 算 年 度		連 結 実 質 赤 字 比 率	早 期 健 全 化 基 準 (注 1)	財 政 再 生 基 準 (注 2)
令 和 6 年 度		—	16.25	30.00
参 考	令 和 5 年 度	—		
	増 減	—		

（注 1）財政健全化法施行令第 7 条第 2 号ハに定めるところにより算定した数値

（注 2）財政健全化法施行令第 8 条第 2 号ハに定める数値

イ 審査の概要

連結実質赤字比率は、一般会計等及び一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計（津市棕本財産区特別会計を除く。以下同じ。）における実質赤字額と公営企業の特別会計における資金の不足額の合計額が、これらの会計の実質黒字額と資金の剰余額の合計額を超える場合、その超える額（これを「連結実質赤字額」という。）を、標準財政規模の額で除して得た数値となる。

審査に付された連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、これらの算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

まず、一般会計等については、実質赤字比率で見たように、実質収支は 1 億 7,817 万 4 千円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

次に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計について見ると、津市国民健康保険事業特別会計等の 3 特別会計（表 2 参照）が対象となるが、これらの特別会計の歳入の合計額は 650 億 6,247 万 2 千円、歳出の合計額は 648 億 4,941

万 5 千円で、形式収支額は 2 億 1,305 万 7 千円となる。

そして、繰越財源の額、支払繰延額及び事業繰越額はなく、実質収支は 2 億 1,305 万 7 千円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

次に、公営企業の特別会計について見ると、法適用企業の特別会計として、津市水道事業会計等の 5 特別会計（表 2 参照）が対象となるが、これらの特別会計の、流動資産相当額の合計額は 295 億 3,609 万 5 千円で、一方、流動負債相当額の合計額は 54 億 9,229 万 5 千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はないことから、240 億 4,380 万円の剰余額が生じることになる。

したがって、公営企業の特別会計の実質収支は 240 億 4,380 万円の剰余額が生じることになり、資金の不足額は生じていない。

以上のとおり、これらの会計を連結した実質収支は 244 億 3,503 万 1 千円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。

なお、連結実質収支額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 連結実質収支額の状況

(単位：千円・%)

区 分		金 額 等	
(注) 一般会計等	津市一般会計		175,739
	津市土地区画整理事業特別会計		△2,402
	津市住宅新築資金等貸付事業特別会計		4,837
	合 計		178,174
の 公 特 営 会 企 計 業 以 外	津市国民健康保険事業特別会計		31,743
	津市介護保険事業特別会計		137,987
	津市後期高齢者医療事業特別会計		43,327
	合 計		213,057
公 営 企 業 の 特 別 会 計	法 適 用 企 業	津市水道事業会計	3,805,844
		津市工業用水道事業会計	200,717
		津市下水道事業会計	1,410,685
		津市駐車場事業会計	200,844
		津市モーターボート競走事業会計	18,425,710
	合 計		24,043,800
連結実質収支額（Ａ）			24,435,031
標準財政規模の額（Ｂ）			71,881,517
	うち臨時財政対策債発行可能額		338,443
連結実質収支額の標準財政規模の額に対する比率 （Ａ）÷（Ｂ）			33.99

(注)純計ではない。

(3) 実質公債費比率

ア 審査の結果

実質公債費比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

なお、実質公債費比率は、早期健全化基準未満である。

表 1 実質公債費比率 (単位：％・P)

決 算 年 度		実 質 公 債 費 比 率	早期健全化基準(注 1)	財政再生基準(注 2)
令 和 6 年 度		5.3	25.0	35.0
参	令 和 5 年 度	5.2		
考	増 減	0.1		

(注 1) 財政健全化法施行令第 7 条第 3 号に定める数値

(注 2) 財政健全化法施行令第 8 条第 3 号に定める数値

イ 審査の概要

実質公債費比率は、地方債の元利償還金のほか、元利償還金に準ずるもの（以下「準元利償還金」という。）を含めた実質的な公債費相当額から充当可能特定財源の額及び地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（以下「基準財政需要額算入額」という。将来負担比率について同じ。）を控除した額を、標準財政規模の額から基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値の 3 か年の平均値となる。

令和 6 年度の単年度実質公債費比率は 5.2 パーセントとなり、令和 5 年度の 5.5 パーセントと比較すると 0.3 ポイント低下したものの、令和 3 年度の単年度実質公債費率が 4.7 パーセントであったため、3 か年の平均値は 0.1 ポイント上昇している。

令和 6 年度の単年度実質公債費比率が低下した主な要因は、標準財政規模の額の増加等により、実質公債費比率の算定上の分母となる額が 14 億 2,354 万 3 千円増加した一方、元利償還金の減少等により、分子となる額が 1 億 3,002 万 8 千円減少したことによるものである。

なお、実質公債費比率の算定状況を示すと表 2 のとおりとな

る。

表 2 実質公債費比率の算定状況 (単位：千円・%)

区 分 \ 年 度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
公債費相当額 (A) (B) + (C)	16,247,227	16,768,891	16,329,427
地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）(B)	11,744,994	12,382,309	11,798,687
準元利償還金 (C)	4,502,233	4,386,582	4,530,740
充当可能特定財源の額 (D)	2,303,192	2,067,351	2,039,940
基準財政需要額算入額 (E)	10,770,809	11,398,286	11,149,531
公債費相当額－（充当可能特定財源の額＋基準財政需要額算入額）(F) (A)－{(D)＋(E)}	3,173,226	3,303,254	3,139,956
標準財政規模の額 (G)	71,881,517	71,085,451	69,752,728
うち臨時財政対策債発行可能額	338,443	690,389	1,516,664
標準財政規模の額－基準財政需要額算入額 (H) (G)－(E)	61,110,708	59,687,165	58,603,197
実質公債費比率(単年度) (F)÷(H)	5.2	5.5	5.4
実質公債費比率（3 か年平均）	5.3		

(4) 将来負担比率

ア 審査の結果

将来負担比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

なお、将来負担比率は、早期健全化基準未満である。

表 1 将来負担比率 (単位：％・P)

決 算 年 度		将 来 負 担 比 率	早 期 健 全 化 基 準 (注)
令 和 6 年 度		21.4	350.0
参	令 和 5 年 度	22.6	
考	増 減	△1.2	

(注)財政健全化法施行令第 7 条第 4 号ロに定める数値

イ 審査の概要

将来負担比率は、本市の債務のほか、津市土地開発公社の負債額等を対象に、本市の一般会計等における将来負担を明らかにしようとするもので、その算定方法は、将来負担額から充当可能財源等の額を控除した額を、標準財政規模の額から基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値となる。

将来負担比率は、令和 5 年度と比較すると、1.2 ポイント低下している。その主な要因は、分母となる標準財政規模が増加し、基準財政需要額算入額が減少したことにより、将来負担比率の算定上の分母となる額が 14 億 2,354 万 3 千円増加した一方、地方債の現在高や退職手当負担見込額が減少したことより、将来負担額が 63 億 3,653 万 3 千円減少した結果、分子となる額が 4 億 1,545 万 4 千円減少したことによるものである。

なお、将来負担比率の算定状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 将来負担比率の算定状況

(単位：千円・%)

区 分		金 額 等
将来負担額	地方債の現在高	87,272,950
	債務負担行為に基づく支出予定額	1,116,060
	公営企業債等繰入見込額	58,175,567
	一部事務組合等負担見込額	0
	退職手当負担見込額	16,923,005
	設立法人の負債額等負担見込額	0
	連結実質赤字額	0
	一部事務組合等連結実質赤字額負担見込額	0
	小 計 (A)	163,487,582
の 充 当 可 能 財 源 等	充当可能基金の額	21,619,604
	特定財源見込額	30,398,581
	基準財政需要額算入見込額	98,371,420
	小 計 (B)	150,389,605
将来負担額－充当可能財源等の額 (C) (A)－(B)		13,097,977
標準財政規模の額 (D)		71,881,517
	うち臨時財政対策債発行可能額	338,443
基準財政需要額算入額 (E)		10,770,809
標準財政規模の額－基準財政需要額算入額 (F) (D)－(E)		61,110,708
将来負担比率 (C)÷(F)		21.4

2 資金不足比率

(1) 津市水道事業会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率(表 1 参照)及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率 (単位：%)

決 算 年 度		資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準 (注)
令 和 6 年 度		—	20.0
参	令 和 5 年 度	—	
考	増 減	—	

(注)財政健全化法施行令第 19 条に定める数値。以下同じ。

イ 審査の概要

資金不足比率は、資金の不足額を、事業の規模の額で除して得た数値となる（以下各会計に係る資金不足比率について同じ。）。

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

令和 6 年度津市水道事業会計決算における流動資産相当額は 48 億 9,332 万 6 千円で、一方、流動負債相当額は 10 億 8,748 万 2 千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債（以下「算入地方債」という。）の現在高はないことから、38 億 584 万 4 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況

(単位:千円・%)

区	分	金 額 等
流動資産相当額 (A)	(B) - (C)	4,893,326
	流動資産の額 (B)	4,893,326
	控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D)	(E) - (F)	1,087,482
	流動負債の額 (E)	2,136,607
	控除すべき企業債等の額 (F)	1,049,125
算入地方債の現在高 (G)		0
資金の剰余額 (H)	(A) - (D) - (G)	3,805,844
事業の規模の額 (I)		6,609,976
資金の剰余額の事業の規模の額に対する比率 (以下各会計に係る資金不足比率について「資金の剰余率」という。)	(H) ÷ (I)	57.58

(2) 津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率(表 1 参照)及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率

(単位：%)

決 算 年 度		資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
令 和 6 年 度		—	20.0
参	令 和 5 年 度	—	
考	増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

令和 6 年度津市工業用水道事業会計決算における流動資産相当額は 2 億 1,343 万 7 千円で、一方、流動負債相当額は 1,272 万円で、算入地方債の現在高はないことから、2 億 71 万 7 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況

(単位：千円・%)

区 分	金 額 等
流動資産相当額 (A) (B) - (C)	213,437
流動資産の額 (B)	213,437
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E) - (F)	12,720
流動負債の額 (E)	12,720
控除すべき企業債等の額 (F)	0
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A) - (D) - (G)	200,717
事業の規模の額 (I)	21,600
資金の剰余率 (H) ÷ (I)	929.25

(3) 津市下水道事業会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率(表 1 参照)及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率

(単位：%)

決 算 年 度		資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
令 和 6 年 度		—	20.0
参	令 和 5 年 度	—	
考	増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

令和 6 年度津市下水道事業会計決算における流動資産相当額は 29 億 7,898 万 8 千円で、一方、流動負債相当額は 15 億 6,830 万 3 千円で、算入地方債の現在高はないことから、14 億 1,068 万 5 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況

(単位: 千円・%)

区	分	金 額 等
流動資産相当額 (A)	(B) - (C)	2,978,988
	流動資産の額 (B)	2,978,988
	控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D)	(E) - (F)	1,568,303
	流動負債の額 (E)	6,863,829
	控除すべき企業債等の額 (F)	5,295,526
算入地方債の現在高 (G)		0
資金の剰余額 (H)	(A) - (D) - (G)	1,410,685
事業の規模の額 (I)		3,827,080
資金の剰余率	(H) ÷ (I)	36.86

(4) 津市駐車場事業会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率

（単位：％）

決 算 年 度		資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
令 和 6 年 度		—	20.0
参	令 和 5 年 度	—	
考	増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

令和 6 年度津市駐車場事業会計決算における流動資産相当額は 2 億 3,617 万 4 千円で、一方、流動負債相当額は 3,533 万円で、算入地方債の現在高はないことから、2 億 84 万 4 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況

（単位：千円・％）

区 分	金 額 等
流動資産相当額 (A) (B) - (C)	236,174
流動資産の額 (B)	236,174
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E) - (F)	35,330
流動負債の額 (E)	70,335
控除すべき企業債等の額 (F)	35,005
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A) - (D) - (G)	200,844
事業の規模の額 (I)	220,695
資金の剰余率 (H) ÷ (I)	91.01

(5) 津市モーターボート競走事業会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率

（単位：％）

決 算 年 度		資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
令 和 6 年 度		—	0.0
参	令 和 5 年 度	—	
考	増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

令和 6 年度津市モーターボート競走事業会計決算における流動資産相当額は 212 億 1,417 万円で、一方、流動負債相当額は 27 億 8,846 万円で、算入地方債の現在高はないことから、184 億 2,571 万円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況

（単位：千円・％）

区 分		金 額 等
流動資産相当額 (A) (B) - (C)		21,214,170
	流動資産の額 (B)	21,214,170
	控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E) - (F)		2,788,460
	流動負債の額 (E)	2,788,460
	控除すべき企業債等の額 (F)	0
算入地方債の現在高 (G)		0
資金の剰余額 (H) (A) - (D) - (G)		18,425,710
事業の規模の額 (I)		68,558,466
資金の剰余率 (H) ÷ (I)		26.88